

構造改革は政治家選出システムの改革から

茨城県議会議員 海野 隆

参議院議員選挙の結果が出て、選挙結果の分析が行われている。比例区では、組織に支えられた候補者が集票力の大幅な減衰を示しながらも当選し、地道な市民運動や文化活動を担った方々は届かなかった。比例区の実績制度変更は、国政で活躍していただきたい有能で多彩な人材をリクルートするという本来の目的を達することが出来ず成果を生むことがなかったと言つて良いのではないか。「拘束名簿式比例代表」は今回限りにし、各政党は参議院の特に比例区の実績の方法について再検討をすべきだと思う。当選した議員の方々には、国の進み行くべき道をじっくりと模索して、誤りなき方向性を確立していただきたいと希望したい。

国会議員は衆議院四八〇名参議院二四七名のあわせて七二七人で、この方々がこの国の政治を動かしている。政治家の人材不足が言われて久しい。社会が成熟してくると社会を構成する階層も固定化して来るというが、国会議員は与野党を問わず二世議員が跋扈(ばつこ)して、政治家という職業が世襲化する傾向が強まっている。政治家の親族を持ったということからカウントすると全体の三分の一

が世襲という調査がある。(代議士に関する研究 小河達之)。官僚と世襲が国会議員への近道だといわれる所以である。

地方議員といわれる都道府県議会議員と市町村議会議員は、現在、全国でざつと六万五千人を数えている。年間の議会運営費は約六千億円と国会運営費の六倍にのぼる。この地方議員に知事、市町村長を加えた約六万八千人を地方政治家という。国会議員へのもう一つの道は地方政治家から国会に出て行く道である。事実この道をとつて国会議員になつていく方々も多い。今回参議院議員となつた議員二二一名の内三〇人は地方政治家を経て国会議員となつている。政治を担う人材は、実はこの中にいる。地域や地方の実情をよく知り、国民という住民の生活レベルで活動する。ここから国政を担う人材を、もつと国会に送り込んでいけばよいと考えるのである。しかしそうはならない。なぜなら、国会議員に立候補すると同時に失職するからである(公職選挙法八九条、九〇条)。政治を志す思いが強い人ほど専従度が強いから、失職ということは政治基盤・生活基盤の喪失を意味する。そうしたリスクを背負いながら、過酷な選挙戦を戦いながら国会議員に挑戦することはきわめて困難ということになる。

市議会議員のまま市長や県議会議員・国会議員に立候補でき、当選すれば市議会議員の身分を失うということにする。公職選挙法の改正を行い、この「立候補制限の緩和」を認めさえすれば、政治の人材不足は一挙に解決する。政治に本格的な競争の時代が到来するのである。これからの時代は地方分権の時代であるから、それでは地

方議会の軽視だという声もあるだろうが、一度も議会の経験のない方々が国会議員として活動を開始するという現状がある。行政や議会の仕組みを理解するだけでも一年くらいかかってしまうのではないか。これこそ地方軽視・議会軽視、国民軽視ではないだろうか。

全体の基準や制度の基本をつくるのは国会の仕事であり、それは地方にとつてはきわめて重要な仕事である。政治を活性化するため、議員在職中の休職を認める「在職立候補法案」を作るといふことも提案されている。民間企業を縛ることが出来るのかという問題があり、議員活動が企業から分離できるかという問題もある。しかし、制度が出来れば利用したいと考える方々も出てきて、活性化の一助となるのは間違いがない。すでに外資系の企業での例や、一部経営者が積極的に後押ししている企業もあると聞く。

「在職立候補」によって地方議会で政治の経験を積み、その上で、「立候補制限の緩和」が行われれば日本の政治は一挙に活性化される。これを阻んでいるのは競争が激化し政治的能力を問われる国会議員自身なのではないか。構造改革は、政治家の選出システムの改革からだと考えるが如何なものだろうか。